

原孝至・基礎講座 ガイダンス

180818TOKYO

事例問題で身につく合格力

「講義レジュメ」&「スタンダードテキスト」抜粋版【刑法】

辰巳専任講師・弁護士

原 孝至 先生

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

原孝至・基礎講座 ガイダンス

事例問題で身につく合格力

辰巳専任講師・弁護士

原 孝至 先生

目 次

基本事例問題	2
答案例	10
答案例（解答付き）	14
スタンダードテキスト（刑法）抜粋	17

講師紹介

辰巳専任講師・弁護士 原 孝至

早稲田大学法学部卒・早稲田大学法科大学院修了。第4回新司法試験合格者。司法試験合格直後から辰巳法律研究所の教壇に立つ。辰巳法律研究所短答対策基幹講座では、短答本試験298点（得点率85.1%）の経験を活かし、短時間で成果に直結する実践的な講義を展開し、受講生から圧倒的な支持を集めている。競争が激しい大学受験予備校界で、若くしてオリジナル単科講座を有するに至った等講師としての実力は折り紙つき。

現在、弁護士として、不動産関係・交通事故・離婚・相続・中小企業法務・労務・破産・行政関係・刑事と広く様々な分野で「身近な法律家」として精力的に活動しつつ、辰巳法律研究所の新司法試験・予備試験対策講座でも熱弁を振るい、受験生の支持を急速に広げている。

基本事例問題

甲は、上司に告げ口をしたとしてXに対して害意を抱き、同じくXに悪感情を抱いていた他の5名とともに、公園において、深夜約2時間10分にわたり、多数回にわたり、Xの顔面、腹部等を手拳で殴打し、その胸部、腹部等を足蹴にするなどの極めて激しい暴行を繰り返し、引き続き、マンション居室において、約45分間、断続的に同様の暴行を加えた。この一連の暴行により、Xは顔面打撲傷等の傷害を負った。

身の危険を感じたXは、すきをみて、マンション居室から靴下履きのまま逃走したが、甲らに対し極度の恐怖感を抱き、逃走を開始してから約10分後、甲らによる追跡から逃れるため、マンションから約800メートル離れた高速道路に進入し、疾走してきた自動車に追突され、後続の自動車にひかれて死亡した。

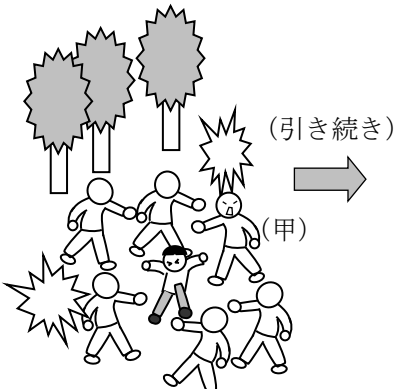
なお、この高速道路への立入りには、同道路と側道との間の金網フェンスや上り線と下り線とを分けるガードレール、および遮光ネットで構成された中央分離帯等の障害物を越えねばならず、かつ、その頃における高速走行車の通行量も5分間で、上り線、下り線ともに37台であった。

甲の罪責について論ぜよ（なお、共犯については論じなくてもよい。）。

（最決平15.7.16，百選I No.13）【高速道路判例】

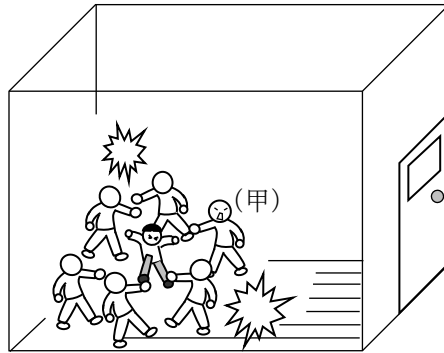
◆ 事 案 ◆

① (公園)

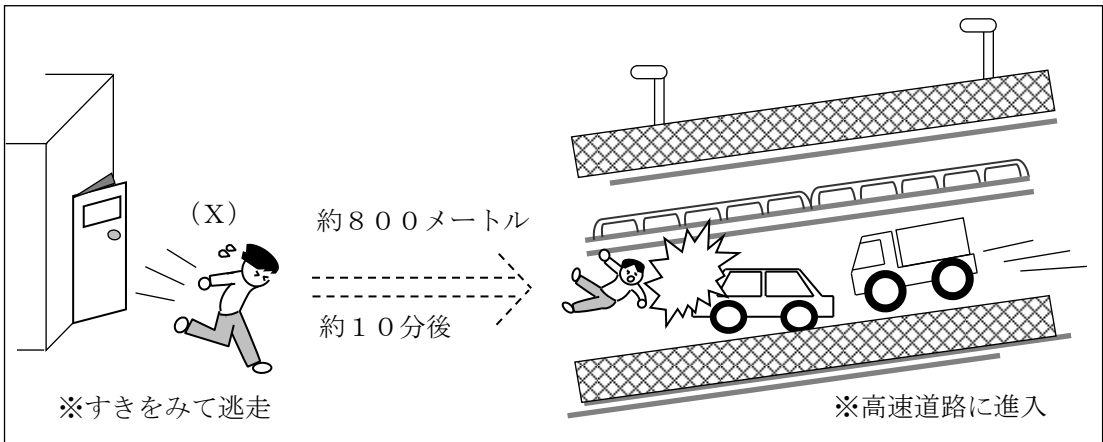


※甲ほか5名から
深夜約2時間10分、
極めて激しい暴行を受ける

② (マンション居室)



※甲ほか5名から約45分、
断続的に暴行を受ける



※すきをみて逃走

※高速道路に進入

Xは自動車に追突され
後続の自動車にひかれ

死亡

□□行為後に特殊事情が介在した場合と刑法上の因果関係

1 本ケースで論じる実益

甲は、他の5名とともに、Xに対して、約2時間10分にわたり、多数回にわたり、Xの顔面、腹部等を手拳で殴打し、その胸部、腹部等を足蹴にするなどの極めて激しい暴行を繰り返し、引き続き、マンション居室において、約45分間、断続的に同様の暴行を加えて顔面打撲等の傷害を負わせている。そのため、甲がXに対する傷害罪（204条）の罪責を負うことは問題はない。

では、甲に、Xの死亡結果を帰責させることができるだろうか。本問では、甲らの暴行とXの死亡結果との間に、高速道路に進入するというXの行為が介在している。このように行為後に特殊事情が介在する場合にも、刑法上の因果関係が認められるのかどうか問題となる。

2 行為後に特殊事情が介在した場合について

(1) 相当因果関係説の「危機」

ア 契機

当初の相当因果関係説の問題意識は、行為時に行為者の知らない特殊事情が存在していた場合にどのように相当性を判断するか（具体的には、判断基底に特殊事情を入れるかどうか）にあった。しかし、くしくも相当因果関係説を採用したと評される米兵ひき逃げ事件（最決昭42.10.24, 百選I No.9）をきっかけに行為後に特殊事情が介在した場合の相当性判断をどうするかの議論が高まった。

さらに、大阪南港事件（最決平2.11.20, 百選I No.10）を契機に、相当因果関係説の内容・相当性の判断基準に対する疑問が提起されることになった。

イ 相当因果関係説の問題点

相当因果関係説は、行為の時に判断時点を求め、一定の事情を判断基底に取り入れ、それを基礎に相当性を判断するものであった。すなわち、行為後に介在した特殊事情については、行為時を基準とした一定の予見可能性を基に、その特殊事情を判断基底に入れるかどうかを決定し、それに基づき相当性を判断することになった。

しかし、このように考えると、予見可能性が相当性判断の実質的基準になることになり、介在事情の具体的影響力（寄与度）という観点から検討が十分になされないという不都合が生じることになった。例えば、行為の危険性が大きく、介在事情の寄与度が小さい場合である。

(2) 学説

A 危険の現実化を基準とする説（山口）

判例の立場は、条件説でも、学説においても従来展開されてきた（因果関係の経験的通常性を相当性として理解する）相当因果関係説そのものでもないと考える。その上で、判例は「行為の危険性が結果へと現実化したか」（危険の現実化）を基準として因果関係の判断を行っていると捉えた上で、この判例の立場を支持するとする。

B 山中説（客観的帰属論）

刑法上の客観的な帰責は、(i)条件関係の存在を前提にこれを限定するという観点より、(ii)行為の危険性を事前に判断する危険創出連関、(iii)事後的に判明した事情をすべて考慮に入れたうえで創出された危険が規範的に評価して結果に実現したかを問う危険実現連関という3つの枠組みによって判断すべきである。

山中説のいう、(ii)危険創出連関、(iii)危険実現連関による判断は、(ii)が事前判断、(iii)が事後的判断であるという点に特色がある。

C 前田説

裁判時の視点から行為後の事情をも勘案して行為と結果の結びつきを考える必要性が認められるようになった現在は、行為時の相当性判断を中心とせざるを得ない相当因果関係の枠組みを離れて客観的帰属論として説明する方がわかりやすい。

特に、行為後に特殊な事情が介在した場合には、行為時の視点での「その結果が発生することが相当か」という判断は有用ではない。「結果にいたる因果経過が相当か」という問題設定（狭義の相当性）の方が、判断を明確なものとすることができる。結果が発生させるだけの危険性を有する行為が結果と結びつくのか、行為の有する危険性が具体的な結果に現実化したといえるのかという問題である。

第三者や被害者の行為が介在して結果が発生した場合に、行為者の実行行為に結果を帰属せしめ得るか否かは、(イ)実行行為の有する危険性（結果発生力）の大小（広義の相当性）、(ロ)介在事情の異常性（及び実行行為との結びつき）の大小、(ハ)介在事情の結果への寄与の大小の3点を総合して判断すべきである。通常考えられているように「介在事情が行為時に予測可能か否か」のみで判断すべきではない。

介在事情の異常性は、単純に「介在事情が突飛か」を問題にするのではない。介在事情が実行行為との関係でどの程度の通常性を有するかが吟味されなければならない。そして、実行行為が介在事情を誘発したものであるか否か（行為の危険性が介在事情の発生に影響した程度）も問題となる。具体的には、①行為者の実行行為が導因となって必然的に惹き起こしたのか、②そのような行為に付随してしばしば起こるものなのか、③めったに生じないものなのか、④実行行為とは全く無関係に生じたものなのかにより、次第に因果性が否定されやすくなる。その判断に付加するものとして、介在事情そのものがどれだけ特殊なことなのかが考慮される。

介在事情の結果への寄与の度合いも、結果の帰責判断にとって重要である。既に実行行為により生じていた瀕死の状態に、後に暴行行為が加わることにより死期が僅かに早まったに過ぎない場合であれば、具体的な死亡は介在行為により生じたように見えても、当初の実行行為に帰責されるべきであろう。行為の危険性が現実化したと評価し得るのである。逆に、いかに重傷を負っていても、「故意の射殺」のような先行の行為を圧倒する事情が介在した場合には、重傷を負わせた行為と死との因果性は否定されることになる。

【判例 1】(本問)

甲は、上司に告げ口をしたとしてXに対して害意を抱き、同じくXに悪感情を抱いていた他の5名とともに、公園において、深夜約2時間10分にわたり、多数回にわたり、Xの顔面、腹部等を手拳で殴打し、その胸部、腹部等を足蹴にするなどの極めて激しい暴行を繰り返す、引き続き、マンション居室において、約45分間、断続的に同様の暴行を加えた。この一連の暴行により、Xは顔面打撲傷等の傷害を負った。

身の危険を感じたXは、すきを見て、マンション居室から靴下履きのまま逃走したが、甲らに対し極度の恐怖感を抱き、逃走を開始してから約10分後、甲らによる追跡から逃れるため、マンションから約800メートル離れた高速道路に進入し、疾走してきた自動車に追突され、後続の自動車にひかれて死亡した。

なお、この高速道路への立入りには、同道路と側道との間の金網フェンスや上り線と下り線とを分けるガードレール、および遮光ネットで構成された中央分離帯等の障害物を越えねばならず、かつ、その頃における高速走行車の通行量も5分間で、上り線、下り線ともに37台であった。

(最決平15.7.16, 百選 I No.13) 【高速道路判例】

【決定要旨】

被害者が逃走しようとして高速道路に進入したことは、それ自体極めて危険な行為であるというほかないが、被害者は、被告人らから長時間激しくかつ執拗な暴行を受け、被告人らに対し極度の恐怖感を抱き、必死に逃走を図る過程で、とっさにそのような行動を選択したものと認められ、その行動が、被告人らの暴行から逃れる方法として、著しく不自然、不相当であったとはいえない。そうすると、被害者が高速道路に進入して死亡したのは、被告人らの暴行に起因するものと評価することができるから、被告人らの暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定した原判決は、正当として是認することができる。⇒因果関係肯定

【判例2】

甲は、数名と共謀の上、深夜、飲食店街の路上で、Xに対し、その頭部をビール瓶で殴打したり、足蹴にしたりするなどの暴行を加えた上、共犯者の1名が底の割れたビール瓶でXの後頸部等を突き刺すなどし、Xに左後頸部刺創による左後頸部血管損傷等の傷害を負わせた。Xの負った左後頸部刺創は、頸椎左後方に達し、深頸静脈、外椎骨静脈沿叢などを損傷し、多量の出血をきたすものであった。

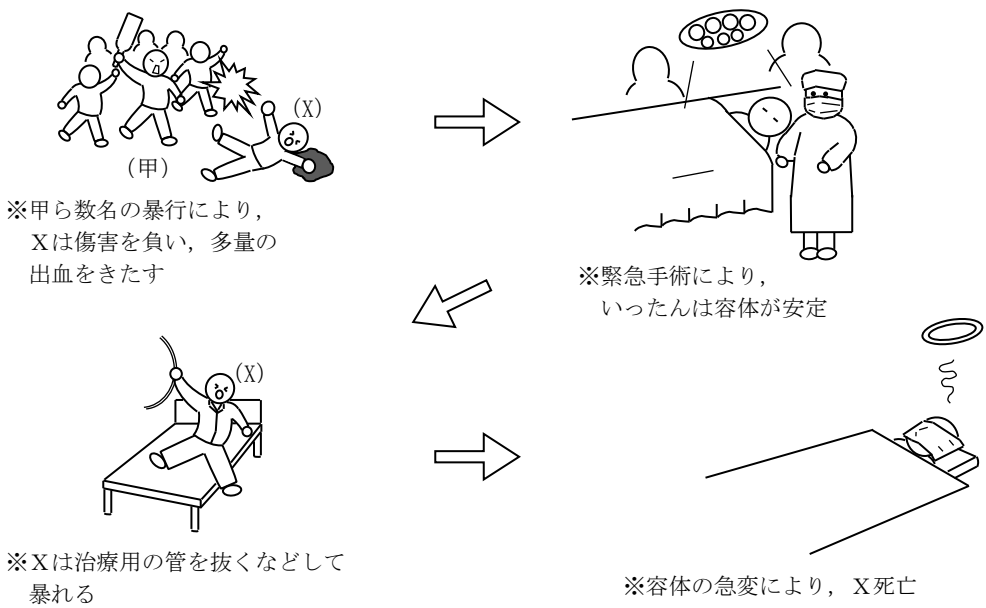
Xは、受傷後直ちに知人の運転する車で病院に赴いて受診し、翌日未明までに止血のための緊急手術を受けたところ、術後、いったんは容体が安定し、担当医は、加療期間について、良好に経過すれば、約3週間との見通しを持った。

しかし、Xは無断退院しようとして体から治療用の管を抜くなどして暴れるなど、医師の指示に従わず、安静に努めなかったため、その日のうちに容体が急変した。そこで、Xは他の病院に転院したが、事件の5日後に上記左後頸部刺創に基づく頭部循環障害による脳機能障害により死亡した。

(最決平16.2.17)【病院判例】

【決定要旨】

被告人らの行為により被害者の受けた前記の傷害は、それ自体死亡の結果をもたらし得る身体の損傷であって、仮に被害者の死亡の結果発生までの間に、上記のように被害者が医師の指示に従わず安静に努めなかったために治療の効果が上がらなかったという事情が介在していたとしても、被告人らの暴行による傷害と被害者の死亡との間には因果関係があるというべきであり、本件において傷害致死罪の成立を認めた原判断は、正当である。⇒因果関係肯定



【判例3】

甲は、普通常用自動車を運転中、過失により、Xが運転していた自転車に自車を衝突させてXをはね飛ばしたところ、Xは甲が運転する自動車の屋根にはね上げられ、意識を喪失するに至った。

しかし、甲はXを屋根の上に乗せていることに気づかず、そのまま自動車の運転を続けて疾走するうち、前記衝突地点から4キロメートルをへだてた地点で、上記自動車に同乗していたAがこれに気づき、時速約10キロメートルで走っている上記自動車の屋根の上からXの身体をさかさまに引きずり降ろし、アスファルト舗装道路上に転落させた。

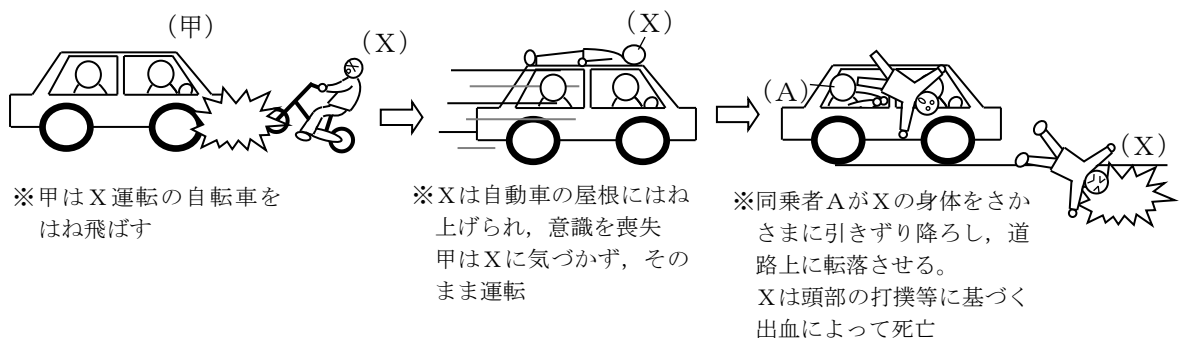
その結果、Xは、甲の自動車車体との激突および舗装道路面または路上の物体との衝突によって、顔面、頭部の創傷、肋骨骨折その他全身にわたる多数の打撲傷等を負い、頭部の打撲に基づく脳クモ膜下出血および脳実質内出血によって死亡した。

(最決昭42.10.24, 百選I No.9) 【米兵ひき逃げ事件】

【決定要旨】

原判決は、「被告人の自動車の衝突による叙上の如き衝撃が被害者の死を招来することあるべきは経験則上当然予想し得られるところであるから、同乗者Aの行為の介入により死の結果の発生が助長されたからといつて、被告人は被害者致死の責を免るべき限りではない。」との判断を示している。しかし、右のように同乗者が進行中の自動車の屋根の上から被害者をさかさまに引きずり降ろし、アスファルト舗装道路上に転落させるというのがごときことは、経験上、普通、予想しえられるところではなく、ことに、本件においては、被害者の死因となつた頭部の傷害が最初の被告人の自動車との衝突の際に生じたものか、同乗者が被害者を自動車の屋根から引きずり降ろし路上に転落させた際に生じたものか確定しがたいというのであつて、このような場合に被告人の前記過失行為から被害者の前記死の結果の発生することが、われわれの経験則上当然予想しえられるところであるとは到底いえない。したがつて、原判決が右のような判断のもとに被告人の業務上過失致死の罪責を肯定したのは、刑法上の因果関係の判断をあやまつた結果、法令の適用をあやまつたものというべきである。

⇒因果関係否定



基本事例問題

甲は、上司に告げ口をしたとしてXに対して害意を抱き、同じくXに悪感情を抱いていた他の5名とともに、公園において、深夜約2時間10分にわたり、多数回にわたり、Xの顔面、腹部等を手拳で殴打し、その胸部、腹部等を足蹴にするなどの極めて激しい暴行を繰り返す、引き続き、マンション居室において、約45分間、断続的に同様の暴行を加えた。この一連の暴行により、Xは顔面打撲傷等の傷害を負った。

身の危険を感じたXは、すきを見て、マンション居室から靴下履きのまま逃走したが、甲らに対し極度の恐怖感を抱き、逃走を開始してから約10分後、甲らによる追跡から逃れるため、マンションから約800メートル離れた高速道路に進入し、疾走してきた自動車に追突され、後続の自動車にひかれて死亡した。

なお、この高速道路への立入りには、同道路と側道との間の金網フェンスや上り線と下り線とを分けるガードレール、および遮光ネットで構成された中央分離帯等の障害物を越えねばならず、かつ、その頃における高速走行車の通行量も5分間で、上り線、下り線ともに37台であった。

甲の罪責について論ぜよ（なお、共犯については論じなくてもよい。）。

（最決平15.7.16、百選I No.13）【高速道路判例】

【答案例】

◇ MEMO ◇

1 1 甲は、Xに対して殴る蹴るの激しい暴行を加え、これに
2 よってXは顔面打撲傷等の傷害を負っているのであるから、
3 甲は、Xに対する傷害罪（204条）の罪責を負う。

4 2 ↓それでは
5 甲は、Xが死亡したという結果についても、①
6 罪（205条）の罪責を負うか。Xの死亡結果を甲の暴行
7 行為に帰責できるか、Xは暴行された後に逃走し、自ら高
8 速道路に進入したうえで疾走してきた自動車に追突され、
9 後続の自動車にひかれて死亡しており、甲の暴行行為とX
10 の死亡との間の② の存否が問題となる。

11 3 ↓まず
12 因果関係は、結果に対する行為者の帰責性を判断するた
13 めの構成要件要素であり、構成要件は社会通念に基づく違
14 法・有責行為類型である。

15 ↓とすれば
16 因果関係の存否は、条件関係の存在を前提に、当該行為
17 から当該結果が生じたことが社会通念上相当といえるかど
18 うかにより判断すべきである。

19 4 ↓では
20 行為後に特殊事情が介在する場合に、結果にいたる因果
21 経過が相当か（狭義の相当性）についてはどのように判断
22 すべきであろうか。

23 (1) ↓思うに
 24 「結果にいたる因果経過が相当か」という問題は、す
 25 なわち、結果を発生させるだけの危険性を有する行為が、
 26 結果と結びつくのか、すなわち、③ []
 27 []という問題で
 28 ある。

29 ↓そこで
 30 行為後に特殊事情が介在する場合に、行為者の実行行
 31 為に帰属せしめるか否かは、(イ)④ []
 32 []，(ロ)⑤ []
 33 []，(ハ)⑥ []
 34 []の3点を総合して判断すべきであ
 35 ると解する。

36 (2) ↓これを本問についてみると
 37 甲らは、深夜約2時間10分にわたり多数回、Xの顔
 38 面、腹部等を手拳で殴打し、その胸部、腹部等を足蹴に
 39 するなど極めて激しい暴行を繰り返し、引き続き、マン
 40 ション居室においても、約45分間、断続的に同様の暴
 41 行を加え、Xに顔面打撲傷等の傷害を負わせており、⑦
 42 []
 43 []。よって、(イ) 実行行為の有する危険性（結果
 44 発生力）は大きいといえる。

45 ↓次に
 46 Xは、高速走行車の通行量が5分間で上り下り線とも
 47 に37台もあった高速道路に、自ら金網フェンスやガー
 48 ドレール、さらには中央分離帯等の障害物を越えて進入
 49 しており、かかるXの行為は一般に極めて危険性の高い
 50 ものであって、(ロ) 介在事情の異常性は大きいようにも
 51 思える。

52 ↓しかし
 53 被害者Xは、深夜において、甲ほか5名という多数人
 54 によって、のべ約3時間という長時間にわたり、極めて
 55 激しい暴行を受け、顔面打撲傷等の傷害を負っている。
 56 このような状況において靴下履きのまま逃走するほど、
 57 Xは甲らに対し極度の恐怖感を抱いていたものと思われ
 58 る。Xとしては、自分が逃走していることを甲らが知っ
 59 たのであれば、徹底した追跡をしてくるであろうことも
 60 容易に想像できたところである。Xは、このような極度
 61 の恐怖感からパニック状態に陥り、必死に逃走を図る過
 62 程で、とっさに高速道路への進入という行動を選択した
 63 ものと認められる。また、高速道路への進入は、時間に

64 して逃走から約10分後、距離にしてマンションから約
65 800メートル離れた時点であることからすれば、⑧

66
67
68

69 よって、Xが自ら高速道路に進入した行為は、甲らの
70 行為に誘発されてなされたものと評価でき、(ロ) 介在事
71 情の異常性（及び実行行為との結びつき）は小さいとい
72 える。

73 ↓そして

74 甲らによる凄惨な暴行を受けてパニック状態にあった
75 Xが、逃走過程で、高速道路に無理に進入し、往来する
76 車にひかれて死亡するという事柄も、経験上ありうるこ
77 とである。よって、甲らの一連の暴行行為の危険性が現
78 実化したものと評価でき、(ハ) 介在事情の結果への寄与
79 の度合いは大きいとはいえないといえる。

80 (3) ↓以上を総合して判断すると

81 甲らの一連の暴行行為の有する危険性が、Xの死亡結
82 果に現実化したといえ、甲の実行行為とXの死亡結果と
83 の間には因果関係が認められる。

84 5 ↓以上より

85 甲はXの死亡結果に対しても責任を負い、⑨ 罪
86 (205条)の罪責を負う。

以 上

【MEMO】

基本事例問題【解答付き】

甲は、上司に告げ口をしたとしてXに対して害意を抱き、同じくXに悪感情を抱いていた他の5名とともに、公園において、深夜約2時間10分にわたり、多数回にわたり、Xの顔面、腹部等を手拳で殴打し、その胸部、腹部等を足蹴にするなどの極めて激しい暴行を繰り返す、引き続き、マンション居室において、約45分間、断続的に同様の暴行を加えた。この一連の暴行により、Xは顔面打撲傷等の傷害を負った。

身の危険を感じたXは、すきを見て、マンション居室から靴下履きのまま逃走したが、甲らに対し極度の恐怖感を抱き、逃走を開始してから約10分後、甲らによる追跡から逃れるため、マンションから約800メートル離れた高速道路に進入し、疾走してきた自動車に追突され、後続の自動車にひかれて死亡した。

なお、この高速道路への立入りには、同道路と側道との間の金網フェンスや上り線と下り線とを分けるガードレール、および遮光ネットで構成された中央分離帯等の障害物を越えねばならず、かつ、その頃における高速走行車の通行量も5分間で、上り線、下り線ともに37台であった。

甲の罪責について論ぜよ（なお、共犯については論じなくてもよい。）。

（最決平15.7.16、百選I No.13）【高速道路判例】

【答案例】

◇ MEMO ◇

- 1 1 甲は、Xに対して殴る蹴るの激しい暴行を加え、これに
2 よってXは顔面打撲傷等の傷害を負っているのであるから、
3 甲は、Xに対する傷害罪（204条）の罪責を負う。
4 2 ↓それでは
5 甲は、Xが死亡したという結果についても、①**傷害致死**
6 罪（205条）の罪責を負うか。Xの死亡結果を甲の暴行
7 行為に帰責できるか、Xは暴行された後に逃走し、自ら高
8 速道路に進入したうえで疾走してきた自動車に追突され、
9 後続の自動車にひかれて死亡しており、甲の暴行行為とX
10 の死亡との間の②**因果関係**の存否が問題となる。
11 3 ↓まず
12 因果関係は、結果に対する行為者の帰責性を判断するた
13 めの構成要件要素であり、構成要件は社会通念に基づく違
14 法・有責行為類型である。
15 ↓とすれば
16 因果関係の存否は、条件関係の存在を前提に、当該行為
17 から当該結果が生じたことが社会通念上相当といえるかど
18 うかにより判断すべきである。
19 4 ↓では
20 行為後に特殊事情が介在する場合に、結果にいたる因果
21 経過が相当か（狭義の相当性）についてはどのように判断
22 すべきであろうか。

23 (1) ↓思うに
 24 「結果にいたる因果経過が相当か」という問題は、す
 25 なわち、結果を発生させるだけの危険性を有する行為が、
 26 結果と結びつくのか、すなわち、③**行為の有する危険性**
 27 **が具体的な結果に現実化したといえるのか**という問題で
 28 ある。

29 ↓そこで
 30 行為後に特殊事情が介在する場合に、行為者の実行行
 31 為に帰属せしめるか否かは、(イ)④**実行行為の有する危**
 32 **険性（結果発生力）の大小**、(ロ)⑤**介在事情の異常性**
 33 **（及び実行行為との結びつき）の大小**、(ハ)⑥**介在事情**
 34 **の結果への寄与の大小**の3点を総合して判断すべきであ
 35 ると解する。

36 (2) ↓これを本問についてみると
 37 甲らは、深夜約2時間10分にわたり多数回、Xの顔
 38 面、腹部等を手拳で殴打し、その胸部、腹部等を足蹴に
 39 するなど極めて激しい暴行を繰り返し、引き続き、マン
 40 ション居室においても、約45分間、断続的に同様の暴
 41 行を加え、Xに顔面打撲傷等の傷害を負わせており、⑦
 42 **これら一連の暴行は、死亡結果を発生させる危険性を有**
 43 **している**。よって、(イ) 実行行為の有する危険性（結果
 44 発生力）は大きいといえる。

45 ↓次に
 46 Xは、高速走行車の通行量が5分間で上り下り線とも
 47 に37台もあった高速道路に、自ら金網フェンスやガー
 48 ドレール、さらには中央分離帯等の障害物を越えて進入
 49 しており、かかるXの行為は一般に極めて危険性の高い
 50 ものであって、(ロ) 介在事情の異常性は大きいようにも
 51 思える。

52 ↓しかし
 53 被害者Xは、深夜において、甲ほか5名という多数人
 54 によって、のべ約3時間という長時間にわたり、極めて
 55 激しい暴行を受け、顔面打撲傷等の傷害を負っている。
 56 このような状況において靴下履きのまま逃走するほど、
 57 Xは甲らに対し極度の恐怖感を抱いていたものと思われ
 58 る。Xとしては、自分が逃走していることを甲らが知っ
 59 たのであれば、徹底した追跡をしてくるであろうことも
 60 容易に想像できたところである。Xは、このような極度
 61 の恐怖感からパニック状態に陥り、必死に逃走を図る過
 62 程で、とっさに高速道路への進入という行動を選択した
 63 ものと認められる。また、高速道路への進入は、時間に

64 して逃走から約10分後、距離にしてマンションから約
65 800メートル離れた時点であることからすれば、⑧時
66 間的にも距離的にも比較的近いものということができ、
67 甲らの暴行から逃れる方法として不自然・不相当であつ
68 たとまではいえない。

69 よって、Xが自ら高速道路に進入した行為は、甲らの
70 行為に誘発されてなされたものと評価でき、(ロ) 介在事
71 情の異常性（及び実行行為との結びつき）は小さいとい
72 える。

73 ↓そして

74 甲らによる凄惨な暴行を受けてパニック状態にあった
75 Xが、逃走過程で、高速道路に無理に進入し、往来する
76 車にひかれて死亡するという事柄も、経験上ありうるこ
77 とである。よって、甲らの一連の暴行行為の危険性が現
78 実化したものと評価でき、(ハ) 介在事情の結果への寄与
79 の度合いは大きいとはいえないといえる。

80 (3) ↓以上を総合して判断すると

81 甲らの一連の暴行行為の有する危険性が、Xの死亡結
82 果に現実化したといえ、甲の実行行為とXの死亡結果と
83 の間には因果関係が認められる。

84 5 ↓以上より

85 甲はXの死亡結果に対しても責任を負い、⑨傷害致死罪
86 (205条)の罪責を負う。

以 上

Ⅲ 行為後の事情が問題となる場合

第1 第三者の行為が介在した場合

？ 論点04
行為者の実行行為と結果発生との間に第三者の行為が介在する場合に、因果関係があるといえるかが問題となる。

ex. 行為者が殺意をもって被害者を殴打し、傷害を負わせて放置したところ、第三者がさらに被害者を殴打ないし射殺し、死亡させた場合

A 折衷説

行為の当時、第三者の殴打（射殺）行為が一般人にとって予見不可能であり、行為者もそのことを特に予見していない限り、第三者の殴打（射殺）行為は判断の基礎事情に含まれず、被害者の死亡との間に相当性を認めることができないので、因果関係は否定される。これに対し、一般人にとって予見可能であるか、または行為者が特に予見していたのであれば、判断の基礎事情に含めるので相当性が認められ、因果関係は肯定される。

B 前田説

行為者の殴打（射殺）行為から結果の発生する確率の大小、第三者の殴打（射殺）行為という介在事情の異常性の大小、そして、第三者の殴打（射殺）行為の結果への寄与度の大小で決する。例えば、行為者の殴打行為により被害者が瀕死の重傷を負ったのであれば、第三者が殴打するという介在事情が多少異常であり、また、被害者の死亡の結果に寄与していても、因果関係は認められる。一方、行為者がいかに瀕死の重傷を負わせたとしても、第三者が被害者を射殺したのであれば、介在事情の異常性、寄与度ともに大きく、因果関係は否定される。

□判例 米兵ひき逃げ事件 最決昭42.10.24, 百選I No.9

【事案】

行為者が自動車を運転中、過失により被害者に衝突し自車の屋根上にはね上げたが、そのまま数キロメートル進行した後、助手席の同乗者が屋根からぶら下がっている被害者に気づき、窓から手を出してこれを道路上に引きずり下ろし、被害者は死亡したが、死因は衝突によるものか転落によるものか判別しえなかった。

【決定要旨】

「右のように同乗者が進行中の自動車の屋根の上から被害者をさかさまに引きずり降ろし、アスファルト舗装道路上に転落させるというのがごときことは、経験上、普通、予想しえられるところではなく、ことに、本件においては、被害者の死因となった頭部の傷害が最初の被告人の自動車との衝突の際に生じたものか、同乗者が被害者を自動車の屋根から引きずり降ろし路上に転落させた際に生じた

ものか確定しがたいというのであって、このような場合に被告人の前記過失行為から被害者の前記死の結果の発生することが、われわれの経験則上当然予想しえられるところであると到底いえない。」

□判例 大阪南港事件 最決平2.11.20, 百選 I No.10

【事案】

被告人は、午後8時頃から午後9時頃までの間、飯場において、洗面器の底や皮バンドで被害者の頭部等を多数回殴打するなどの暴行を加えた結果、恐怖心による心理的圧迫等によって、被害者の血圧を上昇させ、内因性高血圧性橋脳出血を発生させて意識消失状態に陥らせた上で、右現場から離れた資材置場まで自動車で運搬し、午後10時40分頃同所に放置して立ち去ったところ、右資材置場においてうつ伏せの状態で倒れていた被害者は、その生存中、何者かによって角材でその頭頂部を数回殴打されているが、その暴行は、既に発生していた内因性高血圧性橋脳出血を拡大させ、幾分か死期を早める影響を与えるものだった。

【決定要旨】

犯人の暴行により被害者の死因となった傷害が形成された場合には、仮にその後第三者により加えられた暴行によって死期が早められたとしても、犯人の暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができ、本件において傷害致死罪の成立を認めた原判断は、正当である。

【評価】

大谷教授は、第三者の暴行は、一般人において予見不可能であるから、判断の基礎から除かれるが、当初のその傷害から死亡の結果が生じることは十分あり得るから、実行行為と結果との間に相当性を認めることができる。異常な介入事情は犯人の行為と被害者の死亡との因果関係にとって重要ではない。

前田教授は、(ア)被告人の行為に存する結果発生の確率は大きく、(イ)港の資材置場に意識を失って放置された者にさらなる危害が加えられる可能性は少ないとはいえず、(ウ)介入事情の結果への寄与も絶対的なものではないので、因果関係を認める。

□判例 最決昭49.7.5

【事案】

負傷した被害者に対し、医師が不適切な治療を行ったため、かえって病状が悪化して重い結果が生じてしまった。

【決定要旨】

被告人が被害者を地上に突き倒し同人の大腿部、腰部などを地下足袋で数回踏みつけるなどの暴行を加え、同人に対し左血胸（胸腔内血液貯留）、左大腿打撲傷の傷害を負わせたところ、同人の胸腔内血液貯留を消滅させるため医師が投与した薬剤の作用によりかねて同人の体内にあった未知の乾酪型の結核性病巣が浸出型に変化し、これが炎症を惹起して左胸膜炎を起し、これに起因する心機能不全のため同人が死亡した場合において、被告人の暴行と被害者の死亡との間には因果関係がある、とした。

□判例 最決平18.3.27, 百選 I No.11

【事案】

道路上で停車中の普通乗用自動車後部のトランク内に被害者を監禁したところ、同車に後方から走行してきた自動車前方不注意のため追突して、被害者が死亡した。

【決定要旨】

「被害者の死亡原因が直接的には追突事故を起こした第三者の甚だしい過失行為にあるとしても、道路上で停車中の普通乗用自動車後部のトランク内に被害者を監禁した本件監禁行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができる。」

※ 上記42年判例と平成2年判例は故意行為が介入した事例であり、一方49年判例と平成18年判例は過失行為が介入した事例である。そして、一般に後者の過失行為の介入事例で、判例は一般に因果関係を肯定する。これに対し、前者の故意行為が介入する事例では、因果関係を肯定するものと否定するものがある。

第2 被害者の行為が介入した場合



論点05

実行行為と結果との間に被害者の行為が介入した場合、相当性の判断はどうか。

ex. 行為者が被害者に全治2週間の傷害を負わせたところ、被害者が自分で治療行為をなしたため、かえって傷が悪化し、全治4週間の傷害となった場合

A 折衷説

傷害行為の時点で、被害者が自ら治療をして傷を悪化させることが、一般人にとって予見不可能であり、行為者もそのことを特に予見していない限り、被害者の行為は判断の基礎事情に含まれず、全治4週間の傷害結果については相当性が認められないので因果関係を否定することとなる（2週間の傷害結果についてのみ、因果関係を肯定する）。これに対し、一般人にとって予見可能であるか、または、行為者が特に予見していたのであれば、判断の基礎事情に含めるので、4週間の傷害結果との間に相当性が認められ因果関係が肯定される。

B 前田説

行為者の傷害行為から4週間の傷害結果が発生する確率の大小、被害者の治療行為により傷が悪化するという介入事情の異常性の大小、そして、右介入事情の結果への寄与度の大小で決する。すると、行為者の行為により生じた傷が悪化する確率はないとはいえ、また被害者が自ら治療行為を行い傷を悪化させることもさほど異常ではなく、寄与度も小さければ、全治4週間の傷害につき因果関係を認め得る。

□判例 大判大12.7.14

被告人は全治2週間の傷害を負わせたが、被害者はある宗教の信者であり傷口に「神水」を塗布したため、丹毒症を併発して、傷が悪化し全治4週間の傷害が生じた事案につき、重い傷害結果につき傷害罪を認めた。

本事案で大谷教授は、傷害の時点において、被害者が「神水」を塗布することは一般人にとって予見不可能であり、行為者もそのことを特に予見していない限り判断の基礎から除かれるから、全治4週間の傷害については因果関係を否定すべきであるとする。

前田教授も本事案で、「神水」を塗布した被害者の重い傷害結果に因果関係を認めた判断には疑問が残るとする。

□判例 最決昭59.7.6

【事案】

被告人等からの暴行に耐えかねて、逃走中に被害者が転倒して池に落ち込み頭部を打ちつけて死亡した事案

【決定要旨】

「本件被害者の死因となつたくも膜下出血の原因である頭部擦過打撲傷が、たとえ、被告人及び共犯者二名による足蹴り等の暴行に耐えかねた被害者が逃走しようとして池に落ち込み、露出した岩石に頭部を打ちつけたため生じたものであるとしても、被告人ら三名の右暴行と被害者の右受傷に基づく死亡との間に因果関係を認めるのを相当とした原判決の判断は、正当である。」

□判例 柔道整復師事件 最決昭63.5.11

医師の資格のない柔道整復師が風邪の症状を訴える患者に対して誤った治療法を指示し、これに忠実に従った患者が病状を悪化させて死亡するに至った場合には、患者側に医師の治療を受けることなく右指示に従った落度があるとしても、右指示と患者の死亡との間には因果関係がある。

□判例 夜間潜水事件 最決平4.12.17, 百選I No.12

「被告人が、夜間潜水の講習指導中、受講生らの動向に注意することなく不用意に移動して受講生らのそばから離れ、同人らを見失うに至った行為は、それ自身が、指導者らの適切な指示、誘導がなければ事態に適応した措置を講ずることができないおそれがあつた被害者をして、海中で空気を使い果たし、ひいては適切な措置を講ずることもできないままに、でき死させる結果を引き起こしかねない危険性を持つものであり、被告人を見失った後の指導補助者及び被害者に適切を欠く行動があつたことは否定できないが、それは被告人の右行為から誘発されたものであって、被告人の行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定するに妨げないというべきである。」

※ 上記3判例については、大谷教授・前田教授のいずれも、因果関係は肯定すべきとして、判例の結論を支持する。

□判例 最決平15.7.16, 百選 I No.13

被告人ら数名が、被害者に対し極めて激しい暴行を繰り返して傷害を加えたところ、被害者が隙を見て逃走し、約10分後、極度の恐怖心を抱き追跡から逃れるため高速道路に進入し、疾走してきた自動車に衝突され、後続の自動車に轢過されて死亡した事案において、暴行と被害者が高速道路に進入して生じた死亡との間の因果関係を肯定した。

【評価】

本決定は、結果の発生に直接寄与した被害者の行為が介在した場合にも、刑法上の因果関係を肯定したものである。

□判例 最決平16.2.17

被害者が受傷後直ちに病院に赴いて治療を受け、良好に経過すれば約3週間の加療との見通しであったところ、容体が急変し5日後に死亡した事案において、被害者が医師の指示に従わず安静に努めなかったという事情が介在していたとしても被告人らの暴行による傷害と被害者の死亡との間の因果関係を肯定した。

【評価】

本決定は、被害者が自発的にした不合理な行為が介在した事案につき、刑法上の因果関係を肯定したものである。

第3 行為者の行為が介在した場合

1 問題

(1) 実行行為と結果との間に行為者の行為が介在した場合の相当性判断はどうなるか。

- ex.1 甲がAを殺そうとしてひもで首を絞めたところ（第1行為）、Aが動かなくなったので死亡したものと誤信し、犯行の発覚を防ぐためにAを海岸まで運び放置したため（第2行為）、Aは砂を吸い込んで窒息死した（大判大12.4.30, 百選 I No.15の事案）。
- ex.2 ライフルの誤射により被害者に重傷を負わせた（第1行為）者が、被害者があまりに苦しんでいるのでライフルで射殺した（第2行為）（最決昭53.3.22, 百選 I No.14の事案）。

(2) 判断方法

上記のように行為者本人による行為が介在事情となる場合の処理については、大別して第1行為と第2行為とを別個独立に評価するかの観点から分けることができる。

※ 上記 ex.1 の事案は、いわゆる「ウェーバーの概括的故意」と呼ばれる事例である。

※ ウェーバーの概括的故意とは、行為者が第一の故意行為で結果を発生させたと思い、第二の行為を行ったところ、実は第二行為によりはじめて結果が生じた場合をいう。



論点06

第1行為と第2行為とをまとめて1つの行為と評価すべきか、それとも2つの行為を独立に評価すべきか。

A 全体をまとめて1つの行為と評価する（大塚他）。

①第2行為を第1行為に導かれた全体行為の非独立的な、部分的な行為とし、②その全行為と結果との間に相当因果関係が認められ、③行為者の認識・予見した因果の経過と、発生した因果の経過との間の不一致が、相当性の範囲内にあると認められるときに、故意の既遂犯が認められる。

※ この立場によれば、まず、全行為と結果との間の相当因果関係の有無を検討し、因果関係が認められたならば、次に因果関係の錯誤が故意を阻却するかを検討することになる。

(理由)

刑法の解釈は社会観念に適合するように行われるべきであり、第1行為と第2行為が、時間的にも、場所的にも接着して行われた場合には、事態の推移からみて、社会観念上両者を一体化して把握するのが実際のであり、合理的でもある。

B 2つの行為を独立に評価する。

B1 大谷説

第1行為を実行行為として確定し、その実行行為と生じた結果との間の因果関係の問題として捉える。

すなわち、実行行為と結果との間に条件関係があることを前提に、実行行為の時点で第2行為がなされることが一般人にとって予見可能かどうか、可能であれば、それを判断の基礎として相当性の有無を検討する。

B2 前田説

行為者の第1行為と第2行為を別個独立に評価するか否かという点については、因果関係の有無（行為後の介在事情の問題であるから、狭義の相当性の有無）により決する。そして、①第1行為と結果との間に相当因果関係がある場合は、第2行為を一連の犯罪行為の部分にすぎないと評価できるので、第1行為の既遂犯が成立する（なお、ここで、因果関係の錯誤が問題となり得るが、前田教授は因果関係の認識を不要とするので、常に故意既遂犯が成立する）。これに対し、②因果関係が否定された場合は、第1行為の未遂犯と、第2行為の既遂犯が成立する。

2 上記事案についての当てはめ



論点07

上記それぞれの事案について、各説から当てはめた場合、どのようになるか。

A 一行為説

全体行為とAの死亡結果との因果関係の有無を検討することになる。

行為当時に行為者が認識していた特別の事情および一般人が認識し得た一般的事情を基礎として、通常、全体行為から死亡結果から発生することが認められる場合に因果関係を認めることになる（折衷的相当因果関係説）。

ex. 1の事案

ひもで首を絞めた後、動かない者を海岸に放置する行為（全体行為）から死亡の結果が生じることは経験則上あり得るから、相当性が認められ、因果関係が認められる。

ex. 2の事案

行為者の被害者の身体を傷害する（業務上の）過失行為の後に、行為者自身によって同じ被害者の生命を奪おうとする故意行為がなされた場合であって、それぞれの行為は、本来、別々の刑法的評価の対象となり、第2の故意行為を第1の過失行為にもとづく結果の発生に向けての因果的経過への事後的な介入行為と目し得るものではない。第2の殺人の実行行為については、それ自体、独立に結果との間の因果関係が考えられるべきとする（結論は判例と同じと思われる）。

B1 大谷説

行為当時に行為者が認識していた特別の事情および一般人が認識し得た一般的事情を基礎として、通常、第1の行為から死亡結果が発生することが相当と認められる場合に因果関係を認めることになる（折衷的相当因果関係説）。

ex. 1の事案

首を絞める第1行為の時点で、そのまま海岸に放置する第2行為は一般人にとって予見可能である。したがって、これを判断の基礎にすると、首を絞める第1行為から（上記事例の因果経過をたどって）死亡の結果が生じることは経験則上あり得る。よって、相当性が認められ、因果関係が肯定され、殺人既遂罪となる。

ex. 2の事案

誤射行為の時点では、後の射殺行為は一般人にとって予見できないので、判断の基礎から除かれる。そうすると、瀕死の重傷を負わせた行為から死亡の結果が生じることは経験則上あり得るから、相当性を認めるべきである。（したがって、誤射行為については業務上過失致死罪、射殺行為には殺人罪が成立し、両罪は侵害法益の同一性・場所的・時間的接近性ゆえに包括一罪となる。）

B2 前田説

ex. 1の事案

第1行為たる首を絞める行為から、被害者の死の結果が発生する危険性は大きい。一方、かかる第1行為の後に被害者を捨てるという第2行為を行うことは通常あり得ることで、介在事情の異常性は小さい。さらに、第2行為の結果に対する寄与度は絶対的なものではないので、第1行為と第2行為による結果の間には因果関係（狭義の相当性）が肯定される。したがって、行為者には殺人既遂罪が成立する。

ex. 2の事案

第1行為たるライフル誤射に存する被害者の死の結果発生危険性の危険性は小さくない。しかし、その後の介在事情、すなわち、ライフルで射殺した行為は、異常性が極めて高く、また、この射殺行為の結果発生への寄与度も非常に高い。したがって、第1行為と結果の間には因果関係（狭義の相当性）がなく、第1行為につき業務上過失致傷罪、第2行為につき殺人罪が成立する。（両者は併合罪となる。）

3 判例

□判例 大判大12. 4. 30, 百選 I No.15

【事案】

甲は、Aを殺害する決意をして、細い麻縄で熟睡中のAの首を絞めたところ、Aは身動きしなくなったので、甲はAは既に死亡したと思って、犯行の発覚を防ぐ目的でAを背負い海岸砂上に運び、これを放置し帰宅した。放置された時点ではAはまだ生きていたが、砂末を吸引したことによって死亡した。

【判旨】

「殺人ノ目的ヲ以テ為シタル行為ナキニ於テハ犯行発覚ヲ防ク目的ヲ以テスル砂上ノ放置行為モ亦発生セザリシコトハ勿論ニシテ之ヲ社会生活上ノ普通観念ニ照シ被告ノ殺害ノ目的ヲ以テ為シタル行為トAノ死トノ間ニ原因結果ノ関係アルコトヲ認ムルヲ正当トスヘク被告ノ誤認ニ因リ死体遺棄ノ目的ニ出テタル行為ハ……因果関係ヲ遮断スルモノニ非」ず。

□判例 最決昭53. 3. 22, 百選 I No.14

【事案】

熊撃ちに出かけた甲が、熊と誤信してAを撃ち、瀕死の重傷を負わせた。そして、Aがあまりに苦しむので、さらに殺意をもってAに一発発砲し即時死亡させた。

【決定要旨】

本件業務上過失傷害罪と殺人罪とは責任条件を異にする関係上併合罪の関係にあるものと解すべきである、とした原審の罪数判断は、その理由に首肯しえないところがあるが、結論においては正当である。

□判例 東京高判平13.2.20

【事案】

甲は、殺意をもって包丁で妻Aの左胸部等を数回突き刺したが、致命傷を与えるには至らなかった。

甲は、Aは出血の様子からもう死ぬだろうと思っていたが、Aが玄関から逃げ出そうとしたので居間に連れ戻した。そして、甲が包丁を置きに台所にいったが、その際に、Aはマンション9階のベランダに逃げ出し、両足をベランダ手すりに乗せ、背中をベランダの外側に向けて、ひざを曲げた状態で手すり伝いに隣家に逃げ込もうとした。甲はAを連れ戻してガス中毒死させようと考え、声をかけることもなく、同女につかみかかったところ、同女がこれを避けようとしてバランスを崩し、ベランダから転落して約24m下の地面に激突して、それにより生じた打撲による外傷性ショックによって死亡した。

【判旨】

「被告人の犯意の内容は、刺突行為時には刺し殺そうというものであり、刺突行為後においては、自己の支配下に置いて出血死を待つ、更にはガス中毒死させるというものであり、その殺害方法は事態の進展に伴い変容しているものの、殺意としては同一といえ、刺突行為時から被害者を掴まえようとする行為の時まで殺意は継続していたものと解するのが相当である。

次に、ベランダの手すり上にいる被害者を掴まえようとする行為は、一般には暴行にとどまり、殺害行為とはいいい難いが、本件においては、被告人としては、被害者を掴まえ、被告人方に連れ戻しガス中毒死させる意図であり、被害者としても、被告人に掴まえられるれば死に至るのは必至と考え、転落の危険も省みず、手で振り払うなどして被告人から逃れようとしたものである。また、刺突行為から被害者を掴まえようとする行為は、一連の行為であり、被告人には具体的内容は異なるものの殺意が継続していたのである上、被害者を掴まえる行為は、ガス中毒死させるためには必要不可欠な行為であり、殺害行為の一部と解するのが相当であり、本件包丁を戻した時点で殺害行為が終了したものと解するのは相当でない。

更に、被告人の被害者を掴まえようとする行為と被害者の転落行為との間に因果関係が存することは原判決が判示するとおりである。

以上によれば、被告人が殺人既遂の罪責を負うのは当然である。」

【評価】

本事案では、Aの死の結果は、直接には甲がベランダにいる乙に掴みかかる行為（第2行為）から発生しているが、それ自体は客観的には殺人の実行行為とはいいい難い。また、甲が包丁で突き刺す行為（第1行為）が殺人罪の実行行為性を有することに問題はないが、その時点での故意の内容が変容して第2行為が行われており、しかも、その認識した因果経過と異なる転落による死の結果が発生している。

そこで、第1の行為と第2の行為の関係をいかに把握するかが問題となった。

本件の殺人の実行行為は①第1行為のみと解する立場、②第1行為と第2行為を別個の行為と把握する立場、③第1行為と第2行為を全体として1つの実行行為と解する立場がある。

①の立場では、刺突行為と転落死との因果関係の有無が問題となり、因果関係

を否定すると殺人未遂罪と過失致死罪の併合罪となる。これに対し、因果関係を肯定すると因果関係の錯誤の問題となる。

②の立場では、第1行為の殺人未遂罪と第2行為の過失致死罪（傷害致死罪）となる。

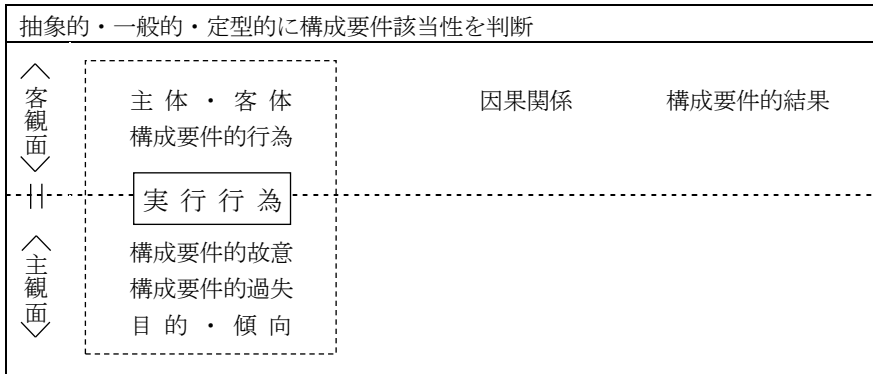
本判決は、③の立場にたち、第1行為から第2行為までを一連の殺人の実行行為と解して殺人既遂を認めた。

なお、この③の立場から第2行為を実行行為の一部と解しても、そこでの故意はガス中毒死であるから、転落死という因果経過の認識はない。そこで因果関係の錯誤も問題となりうるが、本判例はこの点について言及していない。判例の立場からは、もっぱら因果関係の存否の問題に解消されるのであろう。

<参考>各説からによる犯罪論体系

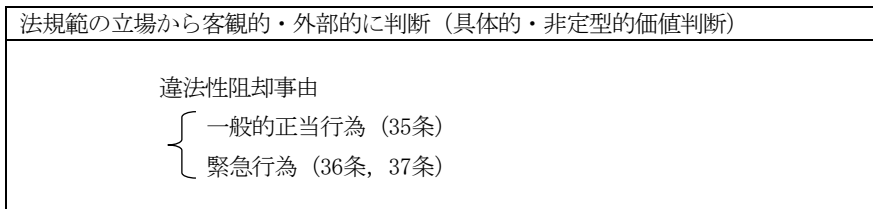
【大塚説による犯罪論体系】

構成要件該当性



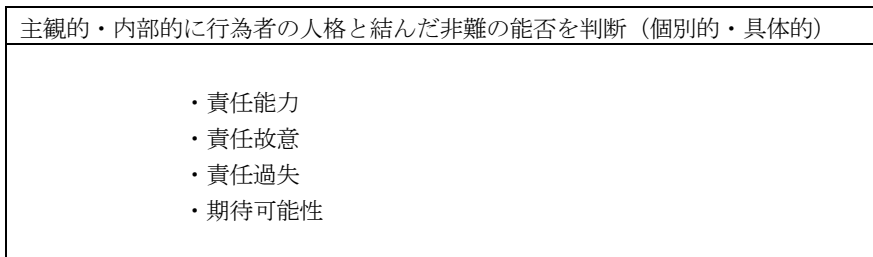
違法性

構成要件該当性による違法性推定



有責性

構成要件該当性による責任推定は弱い

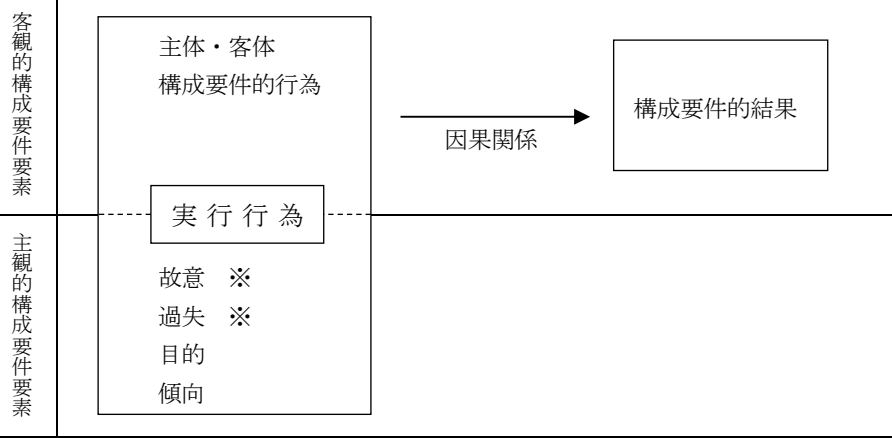


※ 思考・判断の論理性・経済性と刑事裁判における犯罪認定の具体的過程を考慮すると、客観面から主観面へ、あるいは、抽象的判断から具体的判断へという順に検討することが合理的である。そのため、構成要件該当性→違法性→責任の順に検討する。

【大谷説による犯罪論体系】

構成要件該当性

価値関係的事実判断（形式的・抽象的・類型的に事実判断として行う）



違法性

↓ 構成要件該当性による違法性推定機能

法秩序全体の見地から許されるかどうかを客観的かつ実質的に判断

違法性阻却事由

- ・ 正当行為（35条）：超法規的違法性阻却事由を含む
- ・ 緊急行為（36条，37条）
- ・ 可罰的違法性阻却事由

有責性

↓ 構成要件該当性による責任推定機能

責任行為者が法規範の命令・禁止に従って適法行為を決意することが期待可能であるのに、違法行為を決意したかどうかを判断

責任阻却事由

- ・ 責任能力
- ・ 違法性の意識の可能性 ※
- ・ 期待可能性

※ 違法性の意識の可能性は、故意責任および過失責任を基礎づける責任要素である。構成要件要素としての故意および過失があれば、そのまま責任要素としての故意および過失となり、通常は違法性の意識の可能性が認められる。したがって、違法性の意識の可能性の不存在は責任阻却事由である。

【前田説による犯罪論体系】

客観面	主観面
-----	-----

原則（構成要件該当性）

<p>処罰に値する法益侵害が存在するか、国民の規範意識に基づいて<u>非難に値する</u>か否かを<u>実質的に</u>判断する</p>	
<p>① 客観的構成要件要素（原則） 客観的に処罰に値する法益侵害（違法行為）の類型 ：実行行為・結果・因果関係等</p>	<p>② 主観的構成要件要素（原則） 行為者につき国民の規範意識に基づいて非難が可能であること ：故意・過失等</p>

例外（違法性阻却事由）

<p>構成要件に該当し、つまり違法と推定されるものの、<u>実質的にみて</u>処罰に値する違法性がない場合</p>
<p>違法性阻却事由（例外） ：実質的違法性阻却事由，正当業務行為（35条），正当防衛（36条），緊急避難（37条）</p>

※（主観的違法要素は認めず、あくまでも主観と客観を峻別する。つまり、責任要素は違法性を通さず、ダイレクトに構成要件に類型化されるとする）

例外（責任阻却事由）

<p>故意・過失等が存在し非難可能であったとしても、それを打ち消す事由があつて、<u>実質的に</u>非難に値しない場合</p>
<p>責任阻却事由（例外） ：責任能力，期待可能性の不存在等</p>

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F
TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335